

民主主義科学者協会法律部会・憲法記念日声明について

2007年5月3日

民主主義科学者協会法律部会（略称・民科法律部会）は、日本国憲法施行60周年にあたり、その積極的意義を確認し、これを堅持・発展すべきとの所見を明らかにする声明を発表する。その要旨は以下のとおりである。なお、この声明をひろく国際的に発信するため、英語・中国語・ハングルに訳出する。

1 日本国憲法は、侵略戦争の反省にたって定められ、人類の多年にわたる努力の成果を盛り込んで生まれた画期的な憲法である。この憲法は、内外の諸国民の平和を求める声に支えられ、憲法を脅かす動きをはねのける国民の不断の努力の拠り所となってきた。

今この憲法、とりわけ第9条を改定しようという動きが、日に日に強まっており、憲法改正手続法が制定されようとしている。

2 こうした憲法改定の動きは、日米軍同盟の強化、政治「改革」や新自由主義的「改革」など、あらゆる法分野にまたがる国家・社会の基本構造の転換・改造と連動している。これらの「改革」は、日本国憲法の諸原理に照らして、その正当性・妥当性がすこぶる疑わしいものである。

3 民科法律部会は、憲法施行60周年にあたり、現在の憲法改定の動きに反対する意思を表明するとともに、今後とも、研究者集団として、世界と日本人々と手をたずさえ、日本国憲法の諸原則の擁護と発展のために理論的・実践的寄与をなしていくことを表明する。

民主主義科学者協会法律部会（理事長 西谷 敏）

470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池12 愛知学院大学法学部内宇佐見研究室

電話・0561-73-1111 FAX・0561-73-1799

Mail adress: minkajim@dpc.aichi-gakuin.ac.jp

